

猿払村奨学資金貸付制度のお知らせと募集について

猿払村教育委員会

★猿払村では、向学心に富んだ学生に対し、進学により増大する経済的負担を緩和し、教育の機会均等を図り社会に貢献する有用な人材の育成を図ることを目的として、奨学資金の貸付を実施します。

☆奨学資金の額

学校教育法に定める以下の学校に在学又は入学する者で、決定から学校の正規な修業年限の終期の月まで「無利子」の奨学資金を貸付けします。

- ・ 高等学校、高等専門学校(1～3年次)等 月額 2 万円
- ・ 短大・大学・大学院・専修学校・高専(4年次以降)等 月額 3 万円

☆対象者

- ・ 奨学資金の貸付を受けたい生徒の親権者（保護者等）が猿払村に在住していること。親権者の所得制限はありません。
- ・ 心身健全で学力及び資質が優れていると認められること（推薦書と成績証明書にて確認します。）
- ・ 猿払村の医療等職員奨学資金の貸付を受けていないこと

☆奨学資金の償還（返済）

- ・ 奨学資金の貸付終了から 1 年を経過した後、12 年以内に償還をしていただきます。（年払・半年払・月払など 12 年以内での償還方法はご自身で設定していただきます。）

☆募集について

令和 3 年 4 月から奨学資金貸付を行う「奨学生」について、募集を行います。

募集期間 令和 2 年 12 月 14 日（月）まで

※令和 3 年 4 月に進学される方のほか、現在高校や大学等に在学中の方も申請することができます。

裏面に続く（募集内容・申請方法）

募集のつづき

※募集する奨学金の総額 600万円

※令和3年4月に高校進学の方の場合（3年間分） 72万円
同 大学進学の方の場合（4年間分） 144万円

※総額600万円を人数換算すると新入学の高校生2名と大学生等で3名程度の人数となります。第1次の募集の段階で総額に到達した場合、2次募集はありません。達しない場合は、2次募集として令和3年3月11日まで随時受付とします。

☆申請方法

連帯保証人2名（1名は保護者など親権者、もう1名は親権者以外の「村内」に在住する方）を定め、以下の書類を教育委員会に提出してもらいます。

- 申請書（専用様式）
- 奨学生推薦書（専用様式）
- 在学中の学校における成績証明書（学校から発行されるもの）
- 奨学資金貸付の対象となる学校に在学していること（在学証明書）又は対象となる学校に入学することが確認できる書類

※受験中などで申請時点において進学する学校への入学を確認できる書類が提出できない場合は、試験の合格発表後に提出することができます。

※申請書と推薦書の様式は、猿払村ホームページの「猿払村奨学資金制度のお知らせと募集について」からダウンロードして下さい。また同じコーナーに掲載する「猿払村奨学資金貸付条例・規則」において、制度の詳細な内容についてもご確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。

※親権者以外の連帯保証人は、債務返済能力が認められ、村税などの滞納がない方に限ります。親権者以外の保証人が村外に転居・死亡等で村内に不在となった場合は、新たに村内に在住する連帯保証人を定めもらう必要があります。

申請書等の提出・奨学資金制度のお問合せは、
教育委員会総務係 01635-2-3011 へお願いします。

※この奨学資金の償還金は、「猿払村奨学資金償還支援制度」の対象となります。この制度は、猿払村の企業（公務員を除く）に正規雇用された方に対し、奨学資金の償還に対し助成（年間36万円を上限として最大8年間）を行う制度です。（支援制度のお問合せは企画政策課（2-3132）へ）